

令和3年兵庫県立大学大学院情報科学研究科規程第15号
兵庫県立大学大学院情報科学研究科研究倫理委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学研究倫理委員会設置要綱第2条第2項の規定に基づき、倫理的妥当性についての審査を適正かつ円滑に実施するために設置する情報科学研究科研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報科学研究科（以下「研究科」という。）における兵庫県立大学研究倫理指針（以下「指針」という。）の運用及び規定の解釈に関すること
- (2) 全学委員長からの諮問及び委託された事項に関すること
- (3) 研究科における研究倫理に関する啓発及び研修に関すること
- (4) 研究科における指針に違反する行為にかかる調査に関すること
- (5) 人を対象とする研究及び生命の尊厳に係る研究計画等の審査を行うこと
- (6) その他研究倫理に関すること

2 前項第5号については、情報科学研究科規程第22号に基づき、研究倫理審査部会を設け、審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次に定める者をもって構成する。

- (1) 情報科学研究科長（以下「研究科長」という。）
- (2) 研究倫理に関して造詣の深い研究科の教員等で、研究科長が指名する者4名程度
- (3) その他必要に応じて研究科長が指名する外部有識者1名
- (4) 事務局経営部長又はそれに準ずる者

2 前項までに定める委員会の委員において、審議事項に係る研究者と利害関係にある者がいる場合は、第5条第1項に定める委員長は、当該委員を審議から除外し、必要に応じて代替する者を指名し審議に参加させるものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、研究科長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は研究倫理教育責任者を兼務し、全学の研究倫理教育総括責任者の下、研究科の研究者に対して研究倫理教育を定期的実施し、履修状況を管理する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その会務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(予備調査)

第7条 委員長は、通報又は報告等（以下「通報」という。）を受けたときは、その内容を精査するため、必要に応じて関係する研究分野の学内の専門家の協力を得て、予備調査を実施する。

- 2 予備調査を委員長が行った場合は、委員長が速やかに関係書類を添えて予備調査の結果を全学委員長に報告する。

(保全)

第8条 前条の調査において、委員長は、調査に必要な資料や機器を保全する必要があると認めるときは、関係者に次に掲げる措置を取ることを要請することができる。

- (1) 疑義を受けている者（以下「調査対象者」という。）の当該調査に係る利害関係者との接触の禁止
- (2) 調査対象者の所属研究室などの一時閉鎖
- (3) 調査に係る物品、資料の確保
- (4) その他必要な措置

(調査対象者の義務)

第9条 調査対象者は、第7条に定める調査に対し誠実に対応しなければならない。

(専門部会)

第10条 委員長は、専門事項を調査審議する必要があるときは、専門部会を設けることができる。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を委員会の審議に出席させ、意見を聴くことができる。

(記録の保管)

第12条 委員会は、調査にあたり提出された、又は申請者等に送付した関係書類等について、当該年度終了後より10年間これを保管するものとする。

(守秘義務)

第13条 委員会の委員及び第10条により設置された専門部会の委員等本規定に基づく調査等に携わった者は、その職務上知りえた秘密を漏洩してはならない。任期終了及び退職後も同様とする。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月12日改正)

この規程は、令和6年7月1日から施行する。